

税理士法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

目次

第一章～第二章 省略

第三章 雑則（第十五条―第二十八条）

附則

（登録事項）

第八条 法第十八条に規定する財務省令で定めるところにより登録を受けなければならぬ事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名、生年月日、本籍地都道府県名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日、本籍地都道府県名及び住所）並びに法第三条第一項各号の区分による資格及びその資格の取得年月日
- 二 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イハ 省略

三 省略

（登録の申請）

第十一条 省略

2 法第二十一条第一項の登録申請書（次項及び次条において「登録申請書」という。）には、次に掲げるものを添付しなければならない。

一・二 省略

改正前

目次

第一章～第二章 同上

第三章 雑則（第十五条―第二十七条）

附則

（登録事項）

第八条 同上

- 一 氏名、生年月日、本籍及び住所並びに法第三条第一項各号の区分による資格及びその資格の取得年月日

- 二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項

イハ 同上

三 同上

（登録の申請）

第十一条 同上

2 法第二十一条第一項の登録申請書（次項及び次条において「登録申請書」という。）には、次に掲げるもの（第二条の四第一項の税理士試験受験願書又は第三条第一項若しくは第二項の申請書の提出の時から氏名又は本籍に変更があつた者以外の者にあつては、第三号に掲げるものを除く。）を添付しなければならない。

一・二 同上

三 戸籍抄本

四 住民票の写し

三〇五 省 略

3・4 省 略

(電子情報処理組織による申請等)

第二十七条 省 略

二〇四 省 略

5 前項の申請等を行う者は、同項の規定にかかわらず、当該申請等に関する規定に基づき添付すべきこととされている書面等に記載されている事項又は記載すべき事項(以下この項において「添付書面等記載事項」という。)を次に掲げる方法により送信することをもつて、当該書面等の提出に代えることができる。

一 当該添付書面等記載事項を当該申請等に併せて入力して送信する方法
二 当該添付書面等記載事項をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録(次に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。)を当該申請等と併せて送信する方法(前号に掲げる方法につき日本税理士会連合会又は税理士会の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。)

イ 解像度が、日本産業規格(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。)Z六〇一六附属書AのA・一・二に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である二五・四ミリメートル当たり二百ドット以上であること。
ロ 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ二百五十六階調以上であること。

6 省 略

(税務代理権限証書等の様式の特例)

第二十八条 国税庁長官は、別紙第八号様式から別紙第十号様式までの様式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

第一号様式 (日本産業規格A列4)

税理士試験受験資格認定申請書

五〇七 同 上

3・4 同 上

(電子情報処理組織による申請等)

第二十七条 同 上

二〇四 同 上

5 前項の申請等を行う者は、同項の規定にかかわらず、当該申請等に関する規定に基づき添付すべきこととされている書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を併せて入力して送信することをもつて、当該書面等の提出に代えることができる。

6 同 上

第一号様式 (日本産業規格A列4)

税理士試験受験資格認定申請書

(様式部分の改正については省略)

注意事項

- 1 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。
- 2 申請書及び添付書類は、法第6条第1号に規定する税法に属する科目の試験の受験資格について国税審議会の認定を受けようとする者が国税審議会会長（国税庁内）に提出すること。
- 3 郵送の場合は、書留、簡易書留又は特定記録郵便によること。

第二号様式（日本産業規格 A 列 5）

税理士試験受験願書

(様式部分の改正については省略)

注意事項

- 1 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。
- 2 受験手数料を納付するため、表面に受験科目数に応じた額の収入印紙を貼ること。不備願書は受理されません。
(表面の「収入印紙貼り付け欄」に貼りきれない場合は、下の余白に貼ること。)

(参考) 受験手数料一覧表

受験科目数	受験手数料
<u>1</u> 科 目	<u>4,000</u> 円
<u>2</u> 科 目	<u>5,500</u> 円
<u>3</u> 科 目	<u>7,000</u> 円
<u>4</u> 科 目	<u>8,500</u> 円

(様式部分の改正については省略)

注意事項

- 1 申請書及び添付書類は、法第6条第1号に規定する税法に属する科目の試験の受験資格について国税審議会の認定を受けようとする者が国税審議会会長（国税庁内）に提出すること。
- 2 郵送の場合は、書留、簡易書留又は特定記録郵便によること。

第二号様式（日本産業規格 A 列 5）

税理士試験受験願書

(様式部分の改正については省略)

注意事項

- 1 受験手数料を納付するため、表面に受験科目数に応じた額の収入印紙を貼ること。不備願書は受理されません。
(表面の「収入印紙貼り付け欄」に貼りきれない場合は、下の余白に貼ること。)

(参考) 受験手数料一覧表

受験科目数	受験手数料
<u>1</u> 科 目	<u>4,000</u> 円
<u>2</u> 科 目	<u>5,500</u> 円
<u>3</u> 科 目	<u>7,000</u> 円
<u>4</u> 科 目	<u>8,500</u> 円
<u>5</u> 科 目	<u>10,000</u> 円

5 科 目	10,000円
-------	---------

- 3 添付すべき写真の大きさは、縦45mm×横35mmとすること。
- 4 受験資格を有することを証する書面は、法第6条第1号に規定する税法に属する科目の試験を受けようとする者が提出すること。
- 5 願書及び添付書類は、受験地を管轄する国税局長を経由して提出すること。
- 6 郵送の場合は、書留、簡易書留又は特定記録郵便によること。

第三号様式（日本産業規格 A 列 4）

研究認定申請書 （様式部分の改正については省略）
--

注意事項

- 1 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。
- 2 「1」欄には、通知を受けた科目名及び一部科目合格通知番号を記載すること。
- 3 「2」欄は、該当する研究を○で囲むこと。

第五号様式（日本産業規格 A 列 4）

税理士試験免除申請書 （様式部分の改正については省略）

注意事項

- 1 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。
- 2 「1」から「4」までの各欄は、該当する欄のみ記入すること。
- 3 「1」欄及び「3」欄には、通知を受けた科目名及び該当する通知番号を記載すること。また、「2」欄は、該当する科目を○で囲むこと。

- 2 添付すべき写真の大きさは、縦45mm×横35mmとすること。
- 3 受験資格を有することを証する書面は、法第6条第1号に規定する税法に属する科目の試験を受けようとする者が提出すること。
- 4 願書及び添付書類は、受験地を管轄する国税局長を経由して提出すること。
- 5 郵送の場合は、書留、簡易書留又は特定記録郵便によること。

第三号様式（日本産業規格 A 列 4）

研究認定申請書 （様式部分の改正については省略）
--

注意事項

- 1 「1」欄には、通知を受けた科目名及び一部科目合格通知番号を記載すること。
- 2 「2」欄は、該当する研究を○で囲むこと。

第五号様式（日本産業規格 A 列 4）

税理士試験免除申請書 （様式部分の改正については省略）

注意事項

- 1 「1」から「4」までの各欄は、該当する欄のみ記入すること。
- 2 「1」欄及び「3」欄には、通知を受けた科目名及び該当する通知番号を記載すること。また、「2」欄は、該当する科目を○で囲むこと。
- 3 申請書及び添付書類は、国税審議会会長（国税庁内）に提出すること。
- 4 郵送の場合は、書留、簡易書留又は特定記録郵便によること。

- 4 申請書及び添付書類は、国税審議会会長（国税庁内）に提出すること。
- 5 郵送の場合は、書留、簡易書留又は特定記録郵便によること。

第六号様式（日本産業規格 A 列 4）

研究認定申請書兼税理士試験免除申請書 (様式部分の改正については省略)
--

注意事項

- 1 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号を記載すること。
- 2 「1」から「5」までの各欄は、該当する欄のみ記入すること。
- 3 「1」欄及び「4」欄には、通知を受けた科目名及び該当する通知番号を記載すること。また、「2」欄は該当する研究を○で囲み、「3」欄は該当する科目を○で囲むこと。
- 4 申請書及び添付書類は、国税審議会会長（国税庁内）に提出すること。
- 5 郵送の場合は、書留、簡易書留又は特定記録郵便によること。

第八号様式（日本産業規格 A 列 4）

税務代理権限証書 (様式部分の改正については省略)

注意事項 省 略

第九号様式（日本産業規格 A 列 4）

申告書の作成に関する計算事項等記載書面 (様式部分の改正については省略)

注意事項 省 略

第十号様式（日本産業規格 A 列 4）

第六号様式（日本産業規格 A 列 4）

研究認定申請書兼税理士試験免除申請書 (様式部分の改正については省略)
--

注意事項

- 1 「1」から「5」までの各欄は、該当する欄のみ記入すること。
- 2 「1」欄及び「4」欄には、通知を受けた科目名及び該当する通知番号を記載すること。また、「2」欄は該当する研究を○で囲み、「3」欄は該当する科目を○で囲むこと。
- 3 申請書及び添付書類は、国税審議会会長（国税庁内）に提出すること。
- 4 郵送の場合は、書留、簡易書留又は特定記録郵便によること。

第八号様式（日本産業規格 A 列 4）

税務代理権限証書 (様式部分の改正については省略)

注意事項 同 左

第九号様式（日本産業規格 A 列 4）

申告書の作成に関する計算事項等記載書面 (様式部分の改正については省略)

注意事項 同 左

第十号様式（日本産業規格 A 列 4）

申告書に関する審査事項等記載書面
(様式部分の改正については省略)

注意事項 省 略

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、目次の改正規定、本則に一条を加える改正規定、第八号様式の改正規定並びに第九号様式第1面及び第十号様式第1面の改正規定並びに次条第五項の規定は、令和八年九月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の税理士法施行規則（以下「新規則」という。）第十一条第二項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する同項に規定する登録申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の税理士法施行規則第十一条第二項に規定する登録申請書については、なお従前の例による。

2 施行日から令和七年三月三十一日までの間に新規則第十一条第二項に規定する登録申請書を提出する場合において、日本税理士会連合会が税理士名簿の登録のため必要があると認めるときにおける同項の規定の適用については、同項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの並びに戸籍抄本及び住民票の写し（第二条の四第一項の税理士試験受験願書又は第三条第一項若しくは第二項の申請書の提出の時から氏名又は本籍に変更があつた者以外の者にあつては、次に掲げるもの及び住民票の写し）」とする。

3 新規則第一号様式、第五号様式及び第六号様式は、施行日以後に提出する税理士法施行規則第二条の三第一項に規定する税理士試験受験資格認定申請書、同令第三条第一項に規定する税理士試験免除申請書又は同条第二項に規定する研究認定申請書兼税理士試験免除申請書について適用し、施

申告書に関する審査事項等記載書面
(様式部分の改正については省略)

注意事項 同 左

行日前に提出した同令第二条の三第一項に規定する税理士試験受験資格認定申請書、同令第三条第一項に規定する税理士試験免除申請書又は同条第二項に規定する研究認定申請書兼税理士試験免除申請書については、なお従前の例による。

4| 新規則第二号様式及び第三号様式は、施行日以後に税理士法施行規則第六条第一項の規定により行う公告に係る税理士試験について適用し、施行日前に同項の規定により行った公告に係る税理士試験については、なお従前の例による。

5| 第八号様式の改正規定並びに第九号様式第1面及び第十号様式第1面の改正規定の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。